

2021-11 税務・労務・法務情報

DOLE LABOR ADVISORY

2021-19 11月1日、2日、30日の取り扱い

11月1日は、Special (Non-Working) Day

11月2日は、Special (Working) Day

11月30日は、Regular Holiday に該当する旨の確認規定です。

ところで、今年から「祭日」と呼ばれるものが、2種類から3種類に増えたことで混乱が生じています。

今年2月26日付け大統領令（Proclamation No.1107）が発出され、取り扱いが以下の

3種類に区分されました。（背景は、コロナ禍による事業者疲弊に対応するもので、従来Non-Working Holidayに該当していた祭日を一部Working Dayとしています）

1. Regular Holidays・・・100%割増（日給者は就労しなくても100%の支払、就労すれば200%となります。）
2. Special (Non-Working) Days・・・30%割増（就労した場合のみ）No work No Payの原則が適用
3. Special (Working) Days・・・通常就労日（割増なし）該当日は11月2日、12月24日、31日としています。

2021-18 13ヶ月給与の支払ガイドライン

駐在員として赴任されて初めてのクリスマスを迎える頃に必ず直面するテーマです。クリスマスボーナスと呼ばれることが多いですが、法令の定めで必ず支給することが義務付けられたものです。本ガイドラインは新しい規則の公布ではなく、事業主に対する注意喚起規定（コロナ禍により支給を猶予することはない）となっています。

（制度の概要）

（1）支給を受けることができる条件・・・①暦年で1月以上の勤務をしていること
②一般職員（rank and file）であること（管理職は除かれる）

（2）1ヶ月分給与の計算方法・・・①暦年分の基本給総額を12で除した金額が最低金額となります。②基本給総額の計算上、時間外手当・休日手当・COLA等は含みません。

（3）支給時期・・・クリスマスボーナスの性格上、毎年12月24日までの支給を義務付けています。しかし、新学年が始まる時期に半額を支給することを労働省では奨励しています。学費納入時に給与前借の申し入れが多いことから、この13月給与の半額を5月末に支給している日系企業も多いようです。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)